

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年5月21日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 半島復興事業部
半島拠点整備推進課及び漁業集落整備課
- 2 監査期間 令和2年4月6日から同年5月21日まで
- 3 監査対象範囲 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(令和2年2月29日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。

指 摘 事 項 調 書

1 平成30年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
漁業集落整備課	基本的事項	文書事務において、回議用紙の発送日付記載欄に発送日の記載がなく、発送者の押印が漏れているものが散見されたので、文書取扱規程に基づき適正に処理すること。 なお、本件は前回の定期監査で指導した内容であり、改善を強く求める。